

桜川市学童クラブ 感染症予防・対応マニュアル



桜川市マスコットキャラクター さくりん

Ver. 1

R6年3月31日

目次

はじめに.....	3
1. 感染症の予防・感染拡大の防止.....	4
1.1 感染症情報の把握と情報発信.....	4
1.2 放課後児童クラブにおける衛生管理.....	4
1.2.1 施設や備品に関する衛生管理.....	4
1.2.2 職員自身の健康・衛生管理.....	4
1.2.3 児童の健康・衛生管理.....	5
2. 感染症発生時の対応.....	5
2.1 児童への対応.....	5
2.2 保健所や保護者への連絡.....	5
2.3 感染拡大防止のための対応.....	6
【補足コメント】ノロウイルス等の感染性胃腸炎の対応について.....	6
2.4 学級閉鎖時等の対応.....	6
参考文献.....	8
作成・改訂履歴.....	9

はじめに

本マニュアルは、桜川市学童クラブにおける児童・職員の感染症の予防・感染拡大の防止を目的としたものです。当クラブの全ての職員は、本マニュアルを熟読の上、日々の活動の中で常に意識し、また感染症発生のおそれのあるときや感染症が発生した際に本マニュアルに基づいて行動することで、感染症の予防や拡大の防止に努めてください。

なお、本マニュアルには以下の役割が記載されています。特に自らの役割について認識し、適切に行動できるようにしてください。

- ・ 児童福祉課長：当クラブの責任者であり、感染症等が発生した場合に判断を行う人を指します。なお、児童福祉課長が不在などの場合については、課長補佐、次いで係長が児童福祉課長の役割を代行します。
- ・ 児童福祉課長からの指示を受けた職員：必要な時に児童福祉課長からの指示に基づき行動する人を指します。
- ・ 職員：当クラブに勤務する全ての人を指します。

ただし、本マニュアルは、当クラブで起こりうる全ての問題に対応できるものではありません。日々の活動の中で、マニュアルと実態が異なる場合や、マニュアルに記載されていない課題がある場合には、本マニュアルを見直し、より実践的なマニュアルとなるようにすることが必要なため、そのような場合は、児童福祉課長や施設運営者に改善提案を行ってください。

本マニュアルを活用し、児童の安全を守り、より良い環境を作っていきましょう。

感染症の予防・感染拡大の防止

1.1 感染症情報の把握と情報発信

学童クラブは、感染症について保健所や学校等関係機関と連携して、日頃から発生状況についての情報収集に努め、予防に努めることが大切です。

児童福祉課長は、関係機関から感染症に関する情報が迅速に伝わる連絡体制を整備するとともに、保護者に情報提供を行い、家庭での手洗いやうがいの励行、適切なワクチンの接種等、感染症を防止して児童の健康を維持するために必要な取組を呼びかけます。職員は、感染症の予防のために必要な知識（細菌やウイルス等の付着や増殖を防ぎ、感染経路を断つための知識）を身に付け、施設内の日々の衛生管理を行います。

1.2 学童クラブにおける衛生管理

1.2.1 施設や備品に関する衛生管理

児童福祉課長またはその指示を受けた職員は、施設や設備、備品について、以下の衛生管理を行います。

<施設・設備の衛生管理>

- ・クラブ室やトイレ等の施設を毎日掃除して清潔に保つ
- ・施設内を毎日換気する
- ・エアコンのフィルタを定期的に清掃する
- ・クラブ室やトイレのドアノブ、照明のスイッチや手すり等をアルコール（消毒用エタノール）で消毒する。感染性胃腸炎（ノロウイルス）が流行する時期には塩素系消毒液（0.02%の次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて消毒を行う

<備品の衛生管理>

- ・感染症の予防のため、調理器具、おもちゃ等の複数人が触れる備品についてアルコール消毒を行う
- ・感染性胃腸炎（ノロウイルス）が流行する時期には塩素系消毒液（0.02%の次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて消毒を行う

1.2.2 職員自身の健康・衛生管理

職員は、自身の健康・衛生管理として、以下を実施します。

<職員の健康・衛生管理>

- ・手洗い、うがいをこまめに行う
- ・爪を短くして清潔さを保つ

- ・外出時にマスクを着用する等の感染予防に努める
- ・健康診断を受けて感染症に罹患していないか確認する（※1）
- ・アレルギーがある場合を除き、積極的に予防接種（※2）を受ける

（※1）職員がつける健康診断

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・採用時の健康診断 ・定期健康診断（全職員、年1回） |
|---|

（※2）職員が接種することが望ましい予防接種

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ ・新型コロナウイルス |
|--|

1.2.3 児童の健康・衛生管理

職員は、服装の調節、バランスの取れた食事、十分な睡眠や休息といった生活習慣について児童に伝え、児童が自分の健康を守る力を身につけられるよう支援します。クラブ内においては、児童の健康・衛生管理のため、以下の指導を実施します。

- ・クラブへの来所時、外遊びの後、食事前における手洗いとうがいの徹底
- ・咳、鼻水、熱、体がだるい等の症状があるときに我慢せずに周りに伝えること
- ・咳が出るときにはマスクをすること

さらに、家庭において感染予防ができるよう、保護者に対し家庭での健康・衛生管理の指導について依頼します。

2. 感染症発生時の対応

2.1 児童への対応

職員は、感染症が疑われる児童を発見した場合、感染拡大防止の観点から、他の児童との接触を断つようにし、保護者に速やかに連絡して、症状に応じた自宅安静や医療機関への受診を勧めます。症状に緊急性があると判断される場合には、救急車を要請します。

2.2 保健所や保護者への連絡

児童福祉課長は、児童や職員が感染症に罹患している、またはその疑いがあることが判明

した場合には、感染症法、条例等に定められた感染症の種類や程度に応じて、保健所に連絡して、その指示に従います。また、新型感染症等で緊急かつ臨時的な対応を行う場合にも、保健所の指示に従います。

また、児童福祉課長は保護者に対し、感染症の発生状況、症状、予防方法等を説明します。

2.3 感染拡大防止のための対応

児童福祉課長および職員は、児童や職員が感染症に罹患している、またはその疑いがあることが判明した場合には、クラブ内での感染拡大防止に努めます。

感染症が発生した場合の具体的な対応は、以下のとおりです。

- ・感染拡大防止のため、職員および児童のこまめな手洗い、感染症の発生状況に応じて消毒の頻度を増やすなど、施設内の適切な消毒を行う。ノロウイルス等の感染性胃腸炎の感染が疑われる場合には排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底する（【補足コメント】参照）。

【補足コメント】 ノロウイルス等の感染性胃腸炎の対応について

ノロウイルス等の感染性胃腸炎の感染者の嘔吐物や排泄物にはウイルスが大量に含まれているため、感染拡大を防ぐために、感染者の嘔吐物や排泄物を処理する際には「すばやく適切に処理する（すぐにふき取る）」、「乾燥させない」、「消毒する」の3点を守ることが重要です。職員は、感染者の嘔吐物や排泄物を処理する際、以下の事項に留意します。

- ・床に着いた汚物に、直接触れない
- ・汚物から周囲にウイルスが飛散しているため、周囲の床も含めて消毒する
- ・手袋は、2枚重ねにして使用する
- ・専用のガウンやエプロンを着用し、衣類への飛び散りを防ぐ
- ・消毒はアルコールでは効果がないため塩素系消毒液（0.5%次亜塩素酸ナトリウム等）を使用する
- ・処理後は十分な手洗いや手指の消毒を実施する

2.4 学級閉鎖時等の対応

学童クラブの役割として、保護者が働いており家に1人でいることができない年齢の児童が利用するものであることから、学級閉鎖等の場合も開所することが原則です。しかし、学童クラブにおいても感染症の予防に配慮することが必要であり、学校・地域で感染が拡大している場合に、児童福祉課長は臨時休所を検討します。また、感染症の流行に伴い学級閉鎖の学級に在籍している児童は、感染症の症状がなくても「うつらない、うつさない、人の

集まる場所への外出を控える」という趣旨から、閉鎖期間中の当クラブの利用はできないものとしてします。

学校において学級閉鎖が発生した場合の具体的な対応は以下とします。

- ・学校より閉鎖報告を受けたのち、児童福祉課長またはその指示を受けた職員は、該当クラスの児童はクラブを利用できない等の旨を保護者へメール等で報告する
- ・児童の登室開始は、学校の登校開始とする

参考文献

- ・厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針」（2015年）
- ・厚生労働省「放課後児童クラブ運営指針解説書」（2017年）
- ・厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」（2018年）
- ・厚生労働省「地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQについて」（2023年）
- ・社会福祉法人葛葉学園「放平成29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 課後児童クラブの事故・災害対応等マニュアルに関する調査研究」（2018年）
- ・全国学童保育連絡協議会「学童保育の安全対策・危機管理～「安全対策・危機管理の指針」づくりの手引き～」（2018年）
- ・富士見市社会福祉事業団「放課後児童クラブの危機管理マニュアル」（2020年）
- ・和束町「わづか放課後児童クラブ危機管理マニュアル」（2023年）
- ・茨城県保健予防課「保育施設における感染症対応マニュアル（第2版）」（2017年）

作成・改訂履歴

作成・改訂日	作成・改訂内容	作成・改訂者	承認者